

○学校法人高千穂学園役員及び評議員報酬規程

平成 20 年 4 月 1 日

制定

第 1 条 この規程は、学校法人高千穂学園の役員及び、評議員の報酬規程事項を定める。

第 2 条 理事、監事、参与、評議員に対して本規程に基づき[次条](#)以降に定める報酬等を支給する。

第 3 条 報酬は月額をもって定め、次のとおりとする。

理事長

専任職員の身分を有する者及び専任職員の身分は有しないが、本学園以外に、他に本務職としての恒常的所得を有する者 300,000 円

上記以外の者 350,000 円

学長

専任職員の身分を有する者及び専任職員の身分は有しないが、本学園以外に、他に本務職としての恒常的所得を有する者 200,000 円

上記以外の者 250,000 円

常勤理事会構成員である代表業務執行理事及び、業務執行理事

専任職員の身分を有する者及び専任職員の身分は有しないが、本学園以外に他に本務職としての恒常的所得を有する代表業務執行理事 80,000 円、業務執行理事 70,000 円

上記以外の代表業務執行理事 110,000 円、業務執行理事 100,000 円

常勤理事会構成員ではない理事 20,000 円

監事 30,000 円

尚、監事機能の重要性に鑑み、監事の内、1 名を常勤理事会出席者とし、春学期・秋学期終了後（9 月・3 月）各 50,000 円を支給する。

評議員会議長 20,000 円

評議員 5,000 円

2 報酬の額は、特に必要がある者または勤務態様に応じ、理事長が理事会の議を経て増額することができる。

第 4 条 役員報酬支給期間中は、事務局長手当・管理職手当・資格手当・図書館長手当・委員長手当・研究所長手当またはこれに準じた手当との重複支給は行わず、いずれか高額な役員報酬又は手当を支払うこととする。

第 5 条 理事の報酬を重複して支給すべき事由が生じた場合には、いずれか高額な役員報酬を支払うこととする。

第 6 条 賞与は専任職員の身分を有しない者のうち、本学園以外に、他に本務職としての恒常的所得を有しない理事長・学長・代表業務執行理事及び、業務執行理事に対して[第](#)

[3条](#)の月額を基礎として、夏期手当・冬期手当とも学園給与規程による1ヶ月分とし、期末手当は社会情勢、学園の財政状態などを勘案して支給する。

第7条 退職金については、[第6条](#)同様に、専任職員の身分を有しない者のうち、本学園以外に、他に本務職としての恒常的所得を有しない理事長・学長・代表業務執行理事及び、業務執行理事に対して支給することとし、その額は、在任期間の月額報酬の合計額とする。

2 在任期間中、特に功績があった者に対し、理事長は理事会の議を経て特別功労金を支給することができる。

第8条 交通費は次の通り支給する。

専任職員の身分を有しない者のうち、本学園以外に、他に本務職としての恒常的所得を有しない理事長・学長・代表業務執行理事、業務執行理事、理事、監事及び、評議員に対して、交通機関等の利用区間に応じ、実費を支給する。

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年6月1日から施行する。